

児童手当

住所・氏名・銀行口座 変更届

(提出先) 大阪市長

令和 6年10月21日

変更した年月日 令和 6年 10月 8日

受給者	フリガナ	オオサカ タロウ	男 女	昭和・平成・西暦 2年 2月 2日
	氏 名	大阪 太郎		
	住 所	必要な公簿を閲覧されることに異議ありません 北区中之島1丁目3番20号		
		電話 06-*****-*****		

対象者	<input type="checkbox"/> 世帯全員	<input checked="" type="checkbox"/> 受給者	<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 児童(全員)	<input type="checkbox"/> 児童(一部)
-----	-------------------------------	---	------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

<input type="checkbox"/> 住所変更	<input type="checkbox"/> 氏名変更
-------------------------------	-------------------------------

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
	口座名義変更 <input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未(変更予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) ※受給者が氏名変更した場合に記載してください。口座名義変更済であれば、下記の口座変更に記載してください。

変更内容	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	

口座変更	ゆうちょ銀行(5桁-8桁を右づめで記入)							1		0	—								1
	銀行・金庫 大阪 信組・農協			支店 中之島 出張所				支店コード (3桁)			0	0	0	普通	・当座				
	口座番号 (右づめ)	1	2	3	4	5	6	7	口座名義 (カナ・アルファベット)			オオサカ タロウ							

年金変更	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 ()							※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済										

決裁	課長	課長代理	係長	担当	令和 年 月 日			備 考										
	区内・区間	被・非被・特例	認定番号		—									確認	入力	受付		

※太枠の中だけ記入してください。該当する項目にチェックをしてください。

【記入上の注意】

1. 次のような場合、変更届を提出してください。

- ① 受給者、配偶者及び支給要件児童の氏名を変更したとき
- ② 受給者が大阪市内で住所を変更したとき
(※受給者が大阪市外へ転出した場合は「受給事由消滅届」を提出してください)
- ③ 配偶者及び支給要件児童が住所を変更したとき
- ④ 現在受給している児童手当の振り込み先を変更するとき
- ⑤ 受給者が加入年金を変更したとき
- ⑥ 離婚協議中であり同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したとき

2. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。

3. 「変更した年月日」は、変更の事由が発生した年月日を記入してください。

4. 「口座変更」の欄は、変更希望先の受給者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。
(受給者名義以外(配偶者・児童等)には振り込めません。)
ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」(5桁-8桁)をご記入ください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課(保健福祉)で読み替えを行います。

5. 「年金変更」の欄は受給者の加入年金を記入してください。

6. 支給対象児童が住所を変更し、以下に該当する場合は「別居監護申立書」を提出してください。

- ① 大阪市内から大阪市外の市町村に住所を変更したとき
- ② 大阪市外の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
- ③ 大阪市外の市町村の区域内で住所を変更したとき

7. 第3子以降の多子加算の対象となる子(18歳に達した日以後の最初3月31日を経過した後、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している子)が氏名、住所及び職業等を変更したときは、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。